


集團指導資料

(居宅介護支援・介護予防支援)

- 
1. 令和3年4月介護報酬改定について
 2. // 基準条例改正について
 3. 実地指導結果について

令和3年4月介護報酬改定について

※確認する法令

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援の費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平12.2.10厚生省告示第20号）【改正：令3.3.15厚生労働省告示第73号】

令和3年4月介護報酬改定について

(1)改定事項（居宅介護支援）について

情報通信機器の活用又は事務職員の配置による取扱件数

- 情報通信機器とは、利用者情報を共有できるスマートフォン、訪問記録を随時記録できるタブレット等
- 事務職員～介護支援専門員1人当たり、1月24時間以上の勤務



従来

居宅介護支援 ii

40～60件

居宅介護支援 iii

60件以上

改定

→45～60件

→60件以上

令和3年4月介護報酬改定について

(1)改定事項（居宅介護支援）について

利用実績のない場合の取扱い

病院（診療所含む）、介護保険施設から退院又は退所する者であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成等請求にあたって必要な書類を整備している場合は支援費を請求することができる。→請求する場合は、ケアプラン又は支援経過等に算定した旨を記録すること。

令和3年4月介護報酬改定について

(1)改定事項（居宅介護支援）について

運営基準減算

- ① 前6月間において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置づけられた居宅サービスの数が占める割合
- ② 前6月において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等を提供する同一法人の占める割合

→サービス提供の開始に際し、あらかじめ①、②について文書を交付して説明を行っていない場合

→4月以前よりサービス提供を行っている者については、居宅サービス計画の変更時に説明する必要がある

→6月ごとの説明は不要

運営基準を遵守すること。 指導に従わない場合には、指定取消し等を検討します。

運営基準減算

- 「利用者は複数の事業者を紹介すること」「事業所の選定理由の説明」を求めることができることをあらかじめ文書を交付して説明する。
- 居宅サービス計画の新規作成及びその変更する場合に
 - ① アセスメント時に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
 - ② サービス担当者会議を開催していない場合
 - ③ 居宅サービス計画について、利用者及びその家族に説明し、利用者から同意を得た上で、利用者及び担当者に居宅サービス計画を交付していない場合

運営基準減算

- サービス担当者会議を行っていない場合
 - ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ② 要介護更新認定を受けた場合
 - ③ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- モニタリングについて
 - ① 利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
 - ② モニタリングの結果を記録していない場合

運営基準減算は 1月目は50%減算、2月日以降は100%減算となる。
運営基準減算がある月は、特定事業所加算（事業所全体）及び初回加算（該当者のみ）が算定できない。

令和3年4月介護報酬改定について

(1)改定事項（居宅介護支援）について

特定事業所加算（A）

- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員の合計2名
- 介護支援専門員を常勤換算方法で1
- その他算定要件は、特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)と同様

共通要件（新）

多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。
介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービス等

令和3年4月介護報酬改定について

(1)改定事項（居宅介護支援）について

特定事業所医療介護連携加算 従来の特定事業所加算（Ⅳ）

※特定事業所加算（A）を算定している事業所は算定できない。

通院時情報連携加算

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に算定する。

同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこと。

令和3年4月介護報酬改定について

(2)改定事項（介護予防支援）について

委託連携加算

介護予防支援事業所（地域包括支援センター・高齢者支援センター）が、居宅介護支援事業所へ利用者の情報を提供し、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの作成等に協力した場合に算定する。利用者1人につき1回を限度とする。

ただし、以下の例の場合等は、2回以上算定する場合がある。

<例>

新規申請→要支援1（委託連携加算算定）→更新申請→要介護1→
更新申請→要支援2（委託連携加算算定）

令和3年4月基準条例改正について

【基本方針】（共通）

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）
- 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報（LIFE）を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進し、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。

令和3年4月基準条例改正について

【管理者】（居宅介護支援）

- 主任介護支援専門員でなければならない。
- 令和3年3月31日において介護支援専門員が管理者である居宅介護支援事業所は、令和9年3月31日までは管理者を介護支援専門員とすることができる。
- 令和3年4月1日以降、急な退職等により主任介護支援専門員を配置できなくなった事業所は、管理者確保のための計画書を提出の上、介護支援専門員を管理者とすることができる。

令和3年4月基準条例改正について

【常勤（育児休業、介護休業について）】（共通）

- 3歳未満の子を養育するため時間短縮等の措置を講じている従業者について、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。
- 常勤要件が設けられている人員基準について、育児休業、介護休業を取得中の期間において、複数の非常勤の従業者の員数を常勤換算し、人員基準を満たすことが可能。

令和3年4月基準条例改正について

【内容及び手続の説明及び同意】（居宅介護支援）

- ① 前6月間において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置づけられた居宅サービスの数が占める割合
- ② 前6月において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等を提供する同一法人の占める割合

→サービス提供の開始に際し、あらかじめ①、②について文書を交付して説明を行い、署名をえなければならない。

令和3年4月基準条例改正について

【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】（共通）

- サービス担当者会議は、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話・WEB会議での開催が可能。
- 居宅サービス計画（第1表から第3表、第6表及び第7表）の署名、捺印は必要？

令和3年4月基準条例改正について

【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】（居宅介護支援）

- 生活援助が中心である訪問介護の利用回数が厚生労働大臣が定める回数を超えている場合は、居宅サービス計画を届け出る必要がある。
- 一度検証を受けた居宅サービス計画の次回の届出は、1年後となる。
- 地域ケア会議だけでなく、サービス担当者会議での検証も検討している。

令和3年10月基準条例改正について

【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】

- 令和3年10月の改正

- ① 区分支給限度基準額に占める割合 70%以上
- ② 訪問介護費の総額に占める割合 60%以上

①又は②の割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、市から求めがあった場合には、利用の妥当性を検討し、サービスが必要な理由を記載するとともに、居宅サービス計画を届け出る必要がある。

令和3年4月基準条例改正について

【運営規程】（共通）

- 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までの経過措置あり）
- 職員の員数は、「〇人以上」とすることができる。重要事項説明書についても同様の取り扱いができる。

令和3年4月基準条例改正について

【勤務体制の確保】（共通）

職場内のセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等について

- ① 事業者の方針等の明確化及びその周知、啓発
- ② 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

中小企業（医療・介護を含むサービス業を含む。）は、令和4年3月31日まで努力義務。4月1日義務化。

令和3年4月基準条例改正について

【勤務体制の確保】（共通）

利用者からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）について

- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等）

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「（管理者・職員向け）研修のための手引き」を参考に取組むことが望ましい。

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

令和3年4月基準条例改正について

【業務継続計画の策定等（BCP）】（共通）

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定（令和6年3月31日まで努力義務）
- ② 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

令和3年4月基準条例改正について

【業務継続計画の策定等（BCP）】（共通）

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然発生時の業務継続ガイドライン」を参考にしてください。

利用者がサービス利用を継続する上で、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所は重要な役割を果たすことから、関係機関との連携等に努めることが重要である。



ガイドラインは、市ホームページに掲載しているため、ご確認ください。

令和3年4月基準条例改正について

【業務継続計画の策定等（BCP）】（共通）

研修は年1回以上の開催と新規採用時に実施し、研修内容は記録すること。

また、訓練（演習・机上等）も年1回以上実施すること。

研修・訓練とも感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練と一体的に実施することができる。

令和3年4月基準条例改正について

【感染症の予防及びまん延の防止のための措置】（共通）

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、所属する介護支援専門員に周知すること
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施すること

令和6年3月31日までは努力義務

令和3年4月基準条例改正について

【感染症の予防及びまん延の防止のための措置】（共通）

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、法人全体で実施することや他の事業所との連携等により実施することができる。

また、委員会の開催にあたっては、テレビ電話・WEB会議で開催することができる。

従業者が1名である場合は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することで、委員会を開催しないことができる。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家と積極的に連携することが望ましい。

令和3年4月基準条例改正について

【感染症の予防及びまん延の防止のための措置】（共通）

感染症の予防及びまん延の防止のための指針について

- ◆ 平時の対応…事業所内の衛生管理（環境の整備など）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）など
- ◆ 発生時の対応…発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市、関係機関との連携、行政への報告など

◆ 参考

介護保険最新情報vol.930

「介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について」

令和3年4月基準条例改正について

【掲示】（共通）

利用申込者などが自由に閲覧できれば、運営規程や重要事項説明書をまとめたファイルを設置することで、掲示に代えることができる。

令和3年4月基準条例改正について

【虐待の防止】（共通）

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する
- ② 虐待の防止のための指針を整備する
- ③ 虐待の防止のための研修を年1回以上実施する
- ④ ①から③を適切に実施するための担当者を決める

令和6年3月31日までは努力義務

令和3年4月基準条例改正について

【虐待の防止】（共通）

虐待防止委員会について

虐待防止検討委員会は、法人全体で実施することや他の事業所との連携等により実施することができる。

また、委員会の開催にあたっては、テレビ電話・WEB会議で開催することができる。

令和3年4月基準条例改正について

【虐待の防止】（共通）

虐待防止検討委員会での検討事項について

- ① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市へ通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

令和3年4月基準条例改正について

【虐待の防止】（共通）

虐待防止のための指針に盛り込む事項

- ① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本的方針
- ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

令和3年4月基準条例改正について

【虐待の防止】（共通）

虐待防止のための研修について

指針に基づいた研修プログラムを作成し、年1回以上開催するとともに新規採用時には必ず研修を実施すること

担当者について

虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

令和3年4月基準条例改正について

【電磁的記録等】（共通）

居宅サービス計画、契約書、重要事項説明書などについて電子署名し、記録することができるのであれば、紙媒体での保存は必要はない。

また、上記の書類の交付などについても利用者等の承諾があれば、メールなどでの交付も可能である。

実地指導における指摘事項の種類

文書指摘

- 指導後に改善内容を確認する必要があり、改善報告書にて改善内容の確認が必要な事項です。（例：人員、設備及び運営基準違反、介護給付費の過誤等）

口頭指摘

- 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる事項です。

助言

- 法令又は通知等の違反は認められないものの、施設や事業所の運営等の観点から改善が望ましい事項です。

実地指導結果について

アセスメントについて

- ◆ どこで実施したか、誰と面接したかが支援経過に記載されていない。
- ◆ 全国社会福祉協議会方式では、「全体のまとめ」に特記事項を転記し、課題分析の結果を記載していない。
- ◆ インターライ方式では、アセスメント表は記載されているが、CAP選定の理由が不明瞭。CAP検討用紙等を活用しながら分析することが望ましい。

ケアマネジメント手法について

【参考】

介護保険最新情報vol.992

「適切なケアマネジメント手法」の手引き

介護保険最新情報vol.1005

「適切なケアマネジメント手法」の動画解説について

実地指導結果について

居宅サービス計画第1表

- ◆ 利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果を記載すること

利用者名 _____ 殿 生年月日 年 月 日 住所 _____

居宅サービス計画作成者氏名 _____

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 _____

居宅サービス計画作成（変更）日 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

要介護状態区分	要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5
---------	----------------------------------

利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果	
------------------------------	--

実地指導結果について

居宅サービス計画第2表

- ◆ サービス利用が目標となっているため、サービスを利用して達成できる具体的な目標を設定してください。
- ◆ 頻度は、「必要時」、「デイサービス中止時」「緊急時」など頻度が不明確であり、「週2回」など頻度を明確にしてください。

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	目標				援助内容					
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間

実地指導結果について

居宅サービス計画第3表

- ◆ 主な日常生活上の活動が記載されていない。
- ◆ 通院（往診含む）などの週単位以外のサービスが記載されていない。

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	0:00								
	2:00								
早朝	4:00								
	6:00								
午前	8:00								
	10:00								
午後	12:00								
	14:00								
夜間	16:00								
	18:00								
深夜	20:00								
	22:00								
	24:00								
週単位以外のサービス									

実地指導結果について

居宅サービス計画全般について

- ◆ 福祉用具貸与を位置付けているが、必要な理由の記載をしていない。
- ◆ 計画に位置付けていないサービスを給付管理していた。

<例>

訪問介護（身体1）を週2回で位置づけ、月8回の請求をしていた。1回分サービス提供時間が長くなり、居宅サービス計画・訪問介護計画の変更なく、身体2（1回）、身体1（7回）で給付管理した。

実地指導結果について

訪問介護の所要時間（老企第36号第2の2(4)） 抜粋
訪問介護計画において位置付けられた標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせるものとする。具体的には、介護報酬の算定に当たっての時間区分を下回る状態が1ヵ月以上継続する等、常態化している場合等が該当する。

→単に時間が長くなる（短くなる）ことを持って、報酬の請求はできない。給付管理する際にもこの点に注意。

実地指導結果について

居宅サービス計画全般について

◆ 支援経過の記載（共通）

アセスメント～「どこで」「誰と」

※やむを得ない理由も具体的に記載する

居宅サービス計画の交付～「誰に」

モニタリング～「どこで」「誰と」

※やむを得ない理由も具体的に記載する

実地指導結果について

運営基準減算

- ① 前6月間において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置づけられた居宅サービスの数が占める割合
 - ② 前6月において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等を提供する同一法人の占める割合
- サービス提供の開始に際し、あらかじめ①、②について文書を交付して説明を行っていない